

第 18 回総会 令和 3 年 11 月 29 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、11 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 今月は、農地改良届出について、1 件提出がありましたので報告いたします。1 番、土地の所在：大字荒武字〇〇番 2、地目：台帳・現況ともに畑、面積 644 m<sup>2</sup>、所有者及び申請者：大字荒武〇〇番地 3 の〇〇、改良する理由は、農地隅部に湧水の箇所があり、水はけが悪いので、高さ約 2.5m、1,500 m<sup>3</sup>程の盛土をして使いやすい農地に改良するとしています。現地確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

8 番 1 番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。申請者は、都於郡〇〇地区に住む〇〇さんで、農地の場所は、〇〇公民館の隣の農地です。農地の隅に、昔、井川があり、現在も湧き出る場所が残っており、水はけも悪く、湿地となり、また道路よりも低いため、約 2.5m 盛土して、20 cm 覆土して使いやすい農地とするための申請です。公民館の隣であることで、〇〇さんも気にかけていたようですが、改良後は、柿を植え付ける予定と聞いています。隣接農地の所有者にも了承を得ているとのことです。以上報告します。

局 長 また、相続届出 3 件、使用貸借合意解約 6 件、賃貸借合意解約 6 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 3 年度第 18 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員 14 名、推進委員 15 名、合計 29 名の出席であります。本日の議案件数であります、5 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。9 番 〇〇委員、21 番 〇

○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 94 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 94 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 1 件であります。

1 番を説明します。申請者：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番 1、登記：田、現況：雑種地、面積 557 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：駐車場用地、主な転用の内容：露天駐車場の設置であります。既に駐車場となっていることから、始末書が添付されています。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 今回は、17 番 〇〇委員と私（2 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 11 月 19 日、午前 9 時 00 分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法 4 条 1 件、農地法 5 条 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

17 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南へ約 500m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。この申請地は、以前水田であったところを無許可で碎石を敷き、駐車場にしていたもので、違反転用申請を是正するための転用申請です。この案件は、既に転用されており、始末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出については、ブロック壁を設置し土砂の流出を防ぎます。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。

調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 95 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 95 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2～3 ページの通り申請件数は 2 件であります。

1 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2、登記：田、現況：畑、面積 700 m<sup>2</sup>、申請事由：鰻加工場建築用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、新築鰻加工場 1 棟の建築及び駐車場の設置であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 1 番を説明します。受人である〇〇の代表取締役社長の〇〇さんが、渡人の〇〇さんから、有償の所有権移転を行うための申請地は、当店駐車場の南側の農道と水路を隔てた市道沿いにある農地です。この農地の転用目的は、鰻加工場の建設ですが、その理由は、現在の鰻加工場が出る匂いが、周囲に迷惑をかけるのを解消するためとのことです。周囲は、北側は農道と水路を隔てて駐車場、南側は田、東側は田、西側は市道です。雨水は、市道側溝に、雑排水は、合併浄化槽設置の上、市道側溝に流します。また、土砂の流出については、ブロックを設置して防止するそうです。このよう

に、周囲に害を及ぼさないよう配慮することで、周囲関係者の同意は得ているとのことです。申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：岡富の〇〇、渡人：岡富の〇〇他9名、申請地：大字岡富字〇〇番1他17筆、登記・現況ともに田、面積11,094㎡、申請事由：食肉加工施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、ハラール対応食肉加工施設1棟・病畜棟1棟の建設及び駐車場の設置であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

17 番 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇橋を西都から〇〇方面に渡り、北へ約150m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さん他9名から、売買により所有権移転を受け、食肉加工施設を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は農道、西側は農地、南側は排水路、北側は水路となっています。雨水は、東側及び西側の側溝に排水

し、北側のオリフィス柵に集めて排水路に放流します。駐車場については、周囲に側溝を設置し、排水します。転用に伴う、周辺への土砂流出については、周辺にL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、農業用施設であることから、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、総額〇〇円となっています。また、この〇〇さんは、この加工場を建設するために、〇〇氏を代表に、食肉関連会社4社社長が共同出資して設立した会社であります。ハラール対応についてですが、イスラム教徒に対応する牛肉を輸出するための加工場の建設となり、海外に向けて輸出されると聞いています。施設場所も、養豚を営む業者から一定距離離れていることなど規制があり、今回この場所が選定されたとのことでした。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7番 輸出専門になるのですか。

事務局 輸出専門で事業展開すると聞いています。

7番 輸出業は、様々な届出や申請等が必要となると思いますが、会社設立間もないのであれば、これからの対応となるのですか。

事務局 輸出できなかったものは、国内でも販売可能ではありますが、輸出に関する対応はこれからだと聞いています。

19番 牛肉を加工する施設とのことですが、加工時の血や肉片等洗浄すると思います。〇〇関係者への影響や浄化槽の設置など配慮されているのですか。

事務局 土地利用計画図をご覧ください。北側の長方形の場所に汚水処理施設を地下埋設します。建設に伴い4m程盛土をしますが、その盛土の中にこの施設が設置され、高精度の汚水処理施設であると聞いています。また、加工施設予定地と駐車場予定地の間にあ

る、排水路につきましては、〇〇町の土地改良区が管理しており、その同意も得ています。

7 番 食肉加工とありますが、屠畜はしないのですか。

事務局 ハラール対応となっていることから、屠畜に関しても条件や儀式が必要とのことで、屠畜も行う加工施設となっています。土地利用計画図の真ん中大きな部分が加工場ですが、その端の小さな部分が病畜棟であり、屠畜の際に病気を持つ牛がいた場合は、病畜棟に移して処理する施設となります。

7 番 屠畜や病気の牛を対応する検査員等の常駐など県等関係者の相談も必要でしょうから時間がかかりそうですね。

事務局 これから、建設に向けて県等関係機関と協議していくようであります。

4 番 この農地は、農用地利用対策審議会に農振除外として審議された案件であり、私も出席しました。もともと浸水地域で、かなりかさ上げが必要ではないかと思っていましたが、近くの県道の高さまで盛土するとのことで、浸水については大丈夫かなと思います。農振除外については、承認となりましたが、ハラール関連のことは、審議会の説明で初めて知りましたので、今日の総会で説明された程度の認識であり、詳細は分かりません。

議 長 土地改良区等の理解も得られているとのことでしたので、その点は大丈夫ではないかと思えます。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 96 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 96 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4～5 ページの通り、申請件数は 5 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：上三財の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 5,463 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 1 番を説明します。今回の申請は、宮崎市に住む〇〇さんから三財、〇〇地区の専業農家、〇〇さんへの贈与であります。現地も農地であることを確認しています。〇〇さんは、ハウスピーマン 30a、加工米 120a、露地ゴーヤ 10a 程作付けされています。農機具につきましても、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック等所有し、農業に必要な機械類は、一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第 3 条における 50a 以上の作付けにも問題ないことから許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに田、面積1,707㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 2番を説明します。渡人は、調殿の〇〇さん、受人は〇〇さんですが、〇〇さんは、〇〇さんの叔父にあたります。〇〇さんも高齢で、跡継ぎもないことから親類になる〇〇さんに贈与となりました。〇〇さんは、水稻と露地野菜で50a以上の作付けもされていますし、農機具も農業に必要な機械類は一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。



(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番5他3筆、登記・現況ともに畑、面積11,133㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 3番を説明します。申請地の場所は、配付済みの地図を見ていただくと分かりますが、この場所は谷になっており、以前ゴミ処理場であった場所を埋め立てて農地としたものであります。現在は、2段の段畑となっています。受人の〇〇さんは、水稻とゆずを作付けしており、取得後は、ゆずを作付けするとのことです。50a以上の作付け、農機具も農業に必要な機械類は一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：愛知県の〇〇、申請地：大字三納字

〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 855 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 4 番を説明します。愛知県に住む〇〇さんから、三納の〇〇さんへの売買となりますが、3 筆の内 1 筆は、〇〇さんの自宅真裏にある農地で、進入路もなく、〇〇さん以外に耕作が困難な農地です。こうした状況から、〇〇さんも管理困難となった他の農地を含めて〇〇さんへ売買することになったものです。取得後は、WCS を作付けすると聞いています。50a 以上の作付け、農機具も農業に必要な機械類は一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 5 番の説明をお願いします。

局 長 5 番を説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番他 6 筆、登記・現況ともに田、面積 4,234 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 5 番を説明します。渡人は、〇〇で、受人は、〇〇さんへの売買となります。農地

の場所は、お手元の地図を参照して下さい。受人は、米を約4町、ピーマン約6反を作付けしており、農機具も田植機、トラクター、軽トラ、コンバイン等必要な農機具は一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第3条における50a以上の作付けにも問題ないことから許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしく願います。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、10a 当たり〇〇円です。土地の状況や売買金額等からなぜ斡旋ではないのかと思われる委員の方もおられると思いますが、以前〇〇が来庁し、総会後に3つの農地売買事業の説明をされました。即売りタイプ、一時貸し付けタイプでは、斡旋により売り渡しが可能ですが、今回の案件は、分割払いタイプで売買価格を10年間で分割払いとし、分割払いが終了して所有権が移転するもので、農地法第3条での対応となるものであります。金額についても、10年前であったことから多少高価であります。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第97号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第97号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、先ず初めに、議案書6～8ページの所有権移転分5件を

説明させていただきます。

1 番 受人：平郡の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 4、登記・現況ともに田、面積 1,750 m<sup>2</sup>です。

2 番 受人：三納の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 2,474 m<sup>2</sup>です。

3 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,222 m<sup>2</sup>です。

4 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,885 m<sup>2</sup>です。

5 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地、大字南方字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 1,264 m<sup>2</sup>です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 12 月 6 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 5 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 97 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 97 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 9～23 ページの通り 23 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：清水の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番 1 他 5 筆、登記・現況ともに田 4 筆、登記：雑種地、現況：田 1 筆、登記：畑、現況：田 1 筆、面積 3260.04 m<sup>2</sup>、令和 3 年 12 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：上三財の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他 4 筆、登記：宅地、現況：畑 2 筆、登記・現況ともに畑 3 筆、面積 14236.20 m<sup>2</sup>、令和 3 年 12 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

3 番 受人：清水の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番 3 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1266.92 m<sup>2</sup>、令和 3 年 12 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

4 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1 他 10 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 16,627 m<sup>2</sup>、令和 3 年 12 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

5 番 受人：藤田の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番他 24 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 19,973 m<sup>2</sup>、令和 3 年 12 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

6 番 受人：三宅の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 4 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 7,080 m<sup>2</sup>、令和 3 年 12 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

7 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番、登記・

現況ともに田、面積 2,040 m<sup>2</sup>、令和 3 年 12 月から 10 年間の賃貸借権の新規設定です。

8 番 受人：藤田の〇〇、渡人：藤田の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,937 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

9 番 受人：上三財の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 1 他 6 筆、登記・現況ともに田、面積 9,941 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

10 番 受人：上三財の〇〇、渡人：高鍋町の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 3,446 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

11 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,313 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

12 番 受人：三宅の〇〇、渡人：日向市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 966 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

13 番 受人：調殿の〇〇、渡人：高岡町の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 973 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

14 番 受人：調殿の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 986 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

15 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 1,648 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

16 番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 703 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定です。

17 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番他 1 筆、

登記・現況ともに田、面積 2,348 m<sup>2</sup>、令和 3 年 12 月から 3 年間の使用貸借権の再設定です。

18 番 受人：調殿の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 957 m<sup>2</sup>、令和 3 年 12 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

19 番 受人：岩爪の〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,272 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

20 番 受人：岩爪の〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番他 5 筆、登記・現況ともに田 2 筆、登記・現況ともに畑 2 筆、登記：畑、現況：田 1 筆、登記：原野、現況：畑 1 筆、面積 2,097 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

21 番 受人：調殿の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 623 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

22 番 受人：上三財の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 3,306 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

23 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,327 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 5 年間の使用貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 12 月 6 日を予定しております。

議長 第 97 号議案 17 番は、4 番〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、17 番を除いた 22 件の議案について、

一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 17 番の審議を行いますので、4 番〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは 17 番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は、席にお戻りください。

議 長 議案第 98 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 98 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 24～35 ページの通り 23 件となります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、



登記・現況ともに田、面積 2,725 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月 1 日から 4 年 1 ヶ月の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 12 月 6 日を予定しております。

議 長 代表 1 番の説明がありました。1 番～23 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 48 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_

21 番 \_\_\_\_\_